

新宿区第四次男女共同参画推進計画（素案）への
パブリック・コメント制度等による
意見及び区の考え方

パブリック・コメントの実施結果		地域説明会の実施結果	
1	パブリック・コメントの実施期間 令和5年11月15日（水） ～令和5年12月14日（木）	1	地域説明会の実施日 令和5年11月22日（水） 2人 令和5年11月30日（木） 2人 合計 4人
2	意見提出者数及び意見数 提出者数 6人 意見数 31件	2	意見提出者数及び意見数 提出者数 0人 意見数 0件
3	意見の計画への反映等	3	意見の計画への反映等
A	意見の趣旨を計画に反映する 2件	A	意見の趣旨を計画に反映する 0件
B	意見の趣旨は、素案の方向性と同じ 1件	B	意見の趣旨は、素案の方向性と同じ 0件
C	意見の趣旨に沿って計画を推進する 2件	C	意見の趣旨に沿って計画を推進する 0件
D	今後の取組の参考とする 6件	D	今後の取組の参考とする 0件
E	意見として伺う 20件	E	意見として伺う 0件
F	質問に回答する 0件	F	質問に回答する 0件
G	その他 0件	G	その他 0件
4	提出方法	4	提出方法
	ホームページ 28件		地域説明会 会場 0件
	FAX 3件		合計 0件
	合計 31件		

令和6年2月
新宿区

新宿区第四次男女共同参画推進計画（素案）に関するパブリック・コメントでの意見の要旨と区の考え方

【対応】

A 意見の趣旨を計画に反映する / B 意見の趣旨は、素案の方向性と同じ / C 意見の趣旨は、素案の方向性と同じ / D 今後の取組の参考とする / E 意見として伺う / F 質問に回答する / G その他

通番	素案ページ	目標	個別目標	事業番号	事業名等	意見要旨	対応	区の考え方
1	24	1	(1)	-	-	「性の商品化」には、(ポルノや)セックスアピールを利用した広告が含まれると定義し、その防止に向けた取組をすることとされている。例えば、新宿区に本社を置く会社が自社のゲーム・マンガ・アニメ等の女性キャラクターを用いた広告を行うことを含めて防止の取組みの対象となりかねない。さらに、定義が明確で無い「性的情報等」までもが「性の商品化」の範囲に含まれていることから、防止に向けた取組みの対象となる「性の商品化」の対象を限定するべきである。	A 意見の趣旨を計画に反映する	ご意見を踏まえて、計画素案を変更します。 区として防止に向けた取組みの対象となるものは性犯罪、売買春、性搾取、人身取引といった違法行為と考えております。 P24「◆売春や援助交際等の性的身体の商品化や、ポルノやセックスアピールを利用した広告等の性的情報等、女性の性をモノ扱いする『性の商品化』が日常化しており、『性の商品化』防止に向けた取組を進めていくことが求められます。」を「性犯罪、売買春、性搾取、人身取引といった違法行為に関しては、防止に向けた取組を進めていくことが求められます。」に変更します。 また、これに関連する文言等も変更します。
	28	1	(1)	10	売買春や性の商品化防止についての意識啓発の推進			
	28	1	(1)	11	売買春や性の商品化防止に取り組むNPOとの連携			
2	24	1	(2)	-	-	マンガやアニメ、ゲームなどの表現には、時代背景や個別の家庭事情等を作品に反映させるために、性別役割分担が行われている表現が描かれることがある。こういったエンターテインメント表現についてまで、制限を行うことの無いよう、その旨本書に明記するべきである。	A 意見の趣旨を計画に反映する	ご意見を踏まえて、計画素案を変更します。 通番1に記載のとおり、区としては防止に向けた取組みの対象となるものは性犯罪、売買春、性搾取、人身取引といった違法行為と考えていますので、エンターテインメント表現についてまで制限を行いません。
3	30	1	(2)	-	-	素案では固定的な性別役割分担「意識」の解消など、「意識」に焦点を当てているが、さらに踏み込み固定的な性別役割分担「制度」の解消を計画に組み入れて欲しい。 まず、素案P24の調査結果にて最も男性優遇と指摘された政治や社会の慣習について、区議会へのクォーター制の導入など、具体的な取組を計画し実行することを組み入れてほしい。	D 今後の取組の参考とする	ご意見は、今後の取組の参考とします。 固定的な性別役割分担意識の解消などの意識啓発は重要と認識しており、これまでも幅広い世代に向けて意識啓発を行ってきました。令和4年度に行った男女共同参画に関する調査の結果を見ると、固定的な性別役割分担意識は着実に解消されつつあります。しかし、政策や方針決定の場で女性割合が少ないのも事実です。区議会へのクォーター制の導入については、国や都、他自治体などの動向を注視しながら、調査・研究していきます。今後も性別役割分担意識の解消に向けて、意識啓発に取り組みます。
4	24	1	(1)	-	-	P.24以降の 売春の部分は「買春」に変更すべき。男性が買い手、女性が売り手となるのがほとんどであることから、片方の側からの問題にすべきではない。	E 意見として伺う	ご意見として伺います。 法の定めにより国や都が策定している計画では「買春」と表記しているため、同様に区の計画でも「買春」と表記します。

新宿区第四次男女共同参画推進計画（素案）に関するパブリック・コメントでの意見の要旨と区の考え方

【対応】

A 意見の趣旨を計画に反映する / B 意見の趣旨は、素案の方向性と同じ / C 意見の趣旨は、素案の方向性と同じ / D 今後の取組の参考とする / E 意見として伺う / F 質問に回答する / G その他

通番	素案ページ	目標	個別目標	事業番号	事業名等	意見要旨	対応	区の考え方
5	28	1	(1)	9	性にかかわる相談体制の整備	最初に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づく新宿区の計画を策定し、」を加える。	E 意見として伺う	ご意見として伺います。 困難な問題を抱える女性への支援は、広域的な対応が必要であることから、区の基本計画策定については、都の計画策定後、計画の必要性を含め検討していきます。
6	28	1	(1)	10	売買取春や性の商品化防止についての意識啓発の推進	「コンビニ等でのアダルト雑誌陳列が未成年に見えないようにします。」を加える。	E 意見として伺う	ご意見として伺います。 区がコンビニ等に対し、アダルト雑誌陳列が未成年に見えないよう求めることはできませんが、東京都青少年の健全な育成に関する条例により、不健全図書と指定されたものについては、販売・閲覧等に制限を設けられています。
7	28	1	(1)	11	売買取春や性の商品化防止に取り組むNPOとの連携	最初に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づく新宿区の計画を推進するため、区として相談、支援などを行う。また、女性の貧困をなくす対策を行う。」を加える。	E 意見として伺う	ご意見として伺います。 困難な問題を抱える女性への支援は、広域的な対応が必要であることから、区の基本計画策定については、都の計画策定後、計画の必要性を含め検討していきます。
8	31	1	(2)	17	男性に向けた意識啓発	事業名を「すべての区民に向けた意識啓発」に変更すべき。社会的・文化的な性別役割分担意識は男性のみならず女性にとっても刷り込まれている意識であることから、すべての区民への意識啓発が必要なため。	C 意見の趣旨は、素案の方向性と同じ	ご意見を踏まえて、計画を推進します。 ご意見のとおり、すべての区民への意識啓発が必要と認識しており、これまでさまざまな方を対象に啓発を行ってきました。ここでは、男性が男女共同参画社会についての認識を深めることができるよう、特化して事業を行うことが社会全体の意識の向上に効果的であるとの判断で、男性を対象とした意識啓発を推進するとしています。
9	32	1	(2)	18	多様な学習機会や情報の提供	入学前プログラムについては「子育てへの保護者等の参加を促進する機会となるよう、参加体験型の子育て講座を土日を含め実施します。」に変更し、土日実施の回数を増やすべき。	D 今後の取組の参考とする	ご意見は今後の取組の参考とします。 入学前プログラムは毎年の実施日程を会場となる学校の希望や実情に合わせて検討しています。平日の新一年生保護者会と同日に行うことで、別日の土日に開催するよりも参加率も高くなっています。
10	35	1	(3)	23	女性の健康支援	「生理の貧困の解消のため、小中学校だけでなく全ての区有施設へのナプキン設置を進めます。」を加える。	E 意見として伺う	ご意見として伺います。 具体的には若松地域センターのほか、子ども家庭支援センター、児童館等で生理用品を配布していますが、総じてあまり利用の実績が増えていないことから、現時点では今以上に設置する必要はないと考えています。

新宿区第四次男女共同参画推進計画（素案）に関するパブリック・コメントでの意見の要旨と区の考え方

【対応】

A 意見の趣旨を計画に反映する / B 意見の趣旨は、素案の方向性と同じ / C 意見の趣旨は、素案の方向性と同じ / D 今後の取組の参考とする / E 意見として伺う / F 質問に回答する / G その他

通番	素案 ページ	目標	個別目標	事業番号	事業名等	意見要旨	対応	区の考え方
11	38	1	(4)	26	性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性についての意識啓発の推進	「新宿区として、パートナーシップ・ファミリーシップ制度をつくります。」「LGBT当事者の居場所づくりを支援団体と連携しすめます。」「LGBT当事者たちに共感し、寄り添いたいと思う人＝アライ（Ally）を増やす活動を支援します。」を加える。	E 意見として伺う	ご意見として伺います。 区としてパートナーシップ条例を策定する予定はありませんが、東京都において、令和4年11月に東京都パートナーシップ宣誓制度を創設しました。 区においても、同制度の導入に伴い、「区立住宅への入居申し込み」「災害被災者への弔慰金の支給」「身体障害者などに対する軽自動車税の減免」等において同制度でパートナーシップ関係にある場合も対象とし、当事者の方々が都の宣誓制度を地元で安心して暮らせるよう活用しています。 LGBT当事者の居場所づくりについては、区が設置することは考えていませんが、支援団体が区内に既に設置している居場所の周知に協力します。また、LGBT当事者たちに共感し、寄り添いたいと思う人を増やす活動は引き続き実施します。
12	38	1	(4)	27	性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性にかかわる相談窓口の周知	「専門の相談窓口をいつでも利用できるよう拡充します。」を加える。	E 意見として伺う	ご意見として伺います。 区では、すでに性と生アドバイザーによる相談を実施しており、専門相談窓口を設置する予定はありません。
13	50	2	(2)	38	区民のハラスメント防止のための啓発・相談の実施	「あらゆるハラスメントを防止するための区民への出前講座を行います。」を加える。	E 意見として伺う	ご意見として伺います。 ふれあいトーク宅配便において男女共同参画の実現に向けた出前講座を行っていますが、ハラスメントに特化した内容ではないので、事業への追記は行いません。

新宿区第四次男女共同参画推進計画（素案）に関するパブリック・コメントでの意見の要旨と区の考え方

【対応】

A 意見の趣旨を計画に反映する / B 意見の趣旨は、素案の方向性と同じ / C 意見の趣旨は、素案の方向性と同じ / D 今後の取組の参考とする / E 意見として伺う / F 質問に回答する / G その他

通番	素案 ページ	目標	個別目標	事業番号	事業名等	意見要旨	対応	区の考え方
14	50	2	(2)	39	区職員のワーク・ライフ・バランス及び女性活躍の推進	「男女の賃金格差を解消します。区の労働報酬下限額を早急に1500円以上にします。また、区が直接雇用する会計年度任用職員、派遣職員についても、区の労働報酬下限額を上回る賃金にします。会計年度任用職員の無期雇用化、病気休暇の有給化、正規職員への移行など待遇改善を行います。育児・介護などのための部分休暇などが安心して取得できるよう、ゆとりのある職員配置を行います。」を加える。	E 意見として伺う	ご意見として伺います。 区職員の賃金において男女の賃金格差は生じていないと考えています。 区の労働報酬下限額は、学識経験者、事業者及び労働者で構成される新宿区労働報酬等審議会からの答申を受けて、区がその答申内容を慎重に検討し、決定しており、目標値を定めるものではありません。 会計年度任用職員の報酬については、職務内容や職務経験等に基づき決定しており、正規職員の初任給よりも高く設定しています。また、派遣職員の賃金は、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」により、派遣元事業主が決定しており、派遣先に雇用される通常の労働者との均衡を考慮しつつ、その雇用する派遣労働者の職務の内容、能力等を勘案するものとされています。 会計年度任用職員は、原則として1会計年度ごとにその職の必要性を検討し、任用するものとされており、区は法令や国のマニュアルに基づいて制度を運用しており、無期雇用や正規職員への移行は考えていません。 また、会計年度任用職員の待遇は、国の非常勤職員との均衡を図っており、病気休暇については、無給としているところです。 職員配置について、区では簡素で効率的な行政運営を推進するため、委託化、派遣等様々な担い手を活用しています。
15	53	2	(3)	44	子ども総合センター・子ども家庭支援センターにおける子どもの育ちと子育て家庭への支援	「そのために専門職を増員します。」を加える。	E 意見として伺う	ご意見として伺います。 区では、子育て家庭の多様なニーズに合った子育て支援サービスをコーディネートするとともに、子育ての悩みや不安に関する相談に応じています。子ども総合センターに心理士3名を配置し、子ども総合センターと4か所の子ども家庭支援センターの相談の中で、必要に応じて面接の同席等により専門的助言も行っています。
16	54	2	(3)	45	一時保育など多様なサービスの実施	「利用料の負担軽減を行います。」を加える。	E 意見として伺う	ご意見として伺います。 一時保育については、生活保護受給者等に対し利用料の免除を行うほか、幼児教育・保育の無償化の対象となる利用者(ただし上限の範囲内に限る)に対し施設等利用給付により負担軽減を図っています。 なお、定期利用保育の保育料は区(市町村)民税額に応じて負担いただく応能負担制です。ただし、0～2歳児クラスの第2子目以降のお子さん及び3～5歳児クラスのお子さんの保育料は一部又は全額を助成しています。

新宿区第四次男女共同参画推進計画（素案）に関するパブリック・コメントでの意見の要旨と区の考え方

【対応】

A 意見の趣旨を計画に反映する / B 意見の趣旨は、素案の方向性と同じ / C 意見の趣旨は、素案の方向性と同じ / D 今後の取組の参考とする / E 意見として伺う / F 質問に回答する / G その他

通番	素案ページ	目標	個別目標	事業番号	事業名等	意見要旨	対応	区の考え方
17	54	2	(3)	46	病児・病後児保育の実施	「利用料の負担軽減を行います。」を加える。	E 意見として伺う	ご意見として伺います。 病児・病後児保育については、新宿区保育所保育料徴収条例（平成11年新宿区条例第48号）に基づく階層のうち、A階層及びB階層の世帯は3,500円、C階層の世帯は1,700円を減免することにより負担軽減を図っています。
18	54	2	(3)	47	ファミリーサポート事業の推進	「利用料の負担軽減を行います。」を加える。	E 意見として伺う	ご意見として伺います。 幼児教育・保育の無償化の対象となる利用者（ただし上限の範囲内に限る）に対し施設等利用費の交付を行うことにより負担軽減を図っています。
19	55	2	(3)	49	子育て中の親に対する学習機会の提供	「様々な機会を捉えて、保護者を対象とした家庭教育の支援を行います。」の文は削除する。	D 今後の取組の参考とする	ご意見は今後の取組の参考とします。 子どもを育てる時期にある親に対する学習の機会の提供において、セミナーやワークシートの配布等の機会を捉えて、家庭教育の支援・充実を行っています。
20	56	2	(3)	53	介護保険サービスの基盤整備	「介護を担う労働者の大幅な賃上げを含む待遇改善を行います。」を加える。	E 意見として伺う	ご意見として伺います。 介護職員の処遇について、平成29年度から処遇改善加算が増設、令和元年度に、特定処遇改善加算が新設され、介護福祉士等への待遇の向上が図られています。さらに、国の「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」として、令和4年2月から、介護従事者を対象に、収入を3%程度（9,000円）引き上げる措置を実施しています。（令和4年10月から介護報酬改定での措置）。 令和6年度報酬改定については、1.59%引き上げることが国より示されており、それを踏まえ予算編成を行います。
21	61	3	(2)	58	区の審議会等における女性委員の割合	審議会等における女性の比率の目標は「50%」にする。	E 意見として伺う	ご意見として伺います。 現行の目標である「一方の性が40%を下回らない」の達成を目指して、引き続き取り組みます。
22	62	3	(2)	60	政策・方針決定過程への女性職員の参画の推進	管理職、課長補佐に占める女性職員割合の目標を「50%」にする。	D 今後の取組の参考とする	ご意見は、今後の取組の参考とします。 数値目標の引上げは、実績を踏まえて検討していきます。
23	67	3	(4)	65	男女共同参画の視点からの教育活動の編成	「身体や生殖の仕組みだけでなく、人間関係や性の多様性、ジェンダー平等、幸福など幅広いテーマを含む包括的性教育を全ての小中学生に行います。」を加える。	E 意見として伺う	ご意見として伺います。 人間関係や性の多様性、ジェンダー平等、幸福といった幅広いテーマに関する学習は、性教育に限らず、人権教育や道徳など、教育活動全体を通して実施されており、様々な教科等に関連した学びであるため、素案への追加は考えておりませんが、今後も各校で学習を進めていきます。

新宿区第四次男女共同参画推進計画（素案）に関するパブリック・コメントでの意見の要旨と区の考え方

【対応】

A 意見の趣旨を計画に反映する / B 意見の趣旨は、素案の方向性と同じ / C 意見の趣旨は、素案の方向性と同じ / D 今後の取組の参考とする / E 意見として伺う / F 質問に回答する / G その他

通番	素案 ページ	目標	個別目標	事業番号	事業名等	意見要旨	対応	区の考え方
24	82	4	(4)	86	性犯罪・性暴力の撲滅に向けた周知啓発	「2023年3月、国が策定した「痴漢撲滅に向けた政策パッケージ」に応じて区として、まち中にある「痴漢に注意」の看板を全て撤去し、警察と協力して「痴漢は重大な犯罪！」など犯罪を防止する看板に切り替えます。また、パッケージで示されている対策について、区としても分かるように周知します。」を加える。	D 今後の取組の参考とする	ご意見は、今後の取組の参考とします。 痴漢には、直接的な身体への接触行為や間接的な盗撮行為などがありますが、いずれも、決して許せない犯罪行為であり、積極的に発信する必要があります。犯罪を防止する看板については、警察と連携し、切り替えの要否や表現について、他区市の事例なども含め、研究していきます。 また「痴漢撲滅に向けた政策パッケージ」で示されている対策については、区ホームページ等を活用して周知します。
25	38	1	(4)	26	性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性についての意識啓発の推進	パートナーシップ条例の実現	E 意見として伺う	ご意見として伺います。 区としてパートナーシップ条例を策定する予定はありませんが、東京都において、令和4年11月に東京都パートナーシップ宣誓制度を創設しました。 区においても、同制度の導入に伴い、「区立住宅への入居申し込み」「災害被災者への弔慰金の支給」「身体障害者などに対する軽自動車税の減免」等において同制度でパートナーシップ関係にある場合も対象とし、当事者の方々が都の宣誓制度を地元で安心して暮らせるよう活用しています。
26	35	1	(3)	23	女性の健康支援	生理用品の小・中学校及び公共施設への常設が実現したが、まだ公共施設などに差が生じているので改善を希望	E 意見として伺う	ご意見として伺います。 具体的には若松地域センターのほか、子ども家庭支援センター、児童館等で生理用品を配布していますが、総じてあまり利用の実績が増えていないことから、現時点では今以上に設置する必要はないと考えています。
27	28	1	(1)	10	売買取や性の商品化防止についての意識啓発の推進	コンビニでの成人雑誌の展示販売の中止を求めて運動して実現していたが、最近又店頭で見かけるようになっていたので、再度中止にむけての要望。	E 意見として伺う	ご意見として伺います。 区がコンビニ等に対し、アダルト雑誌陳列が未成年に見えないよう求めることはできませんが、東京都青少年の健全な育成に関する条例により、不健全図書と指定されたものについては、販売・閲覧等に制限を設けられています。
28	-	-	-	-	-	痴漢も含める性犯罪の被害者は、生来女性と女性身体を持つ者です。そして犯罪白書によれば、性犯罪加害者の99%が男性、男性身体を持つ者です。この非対称性は、生物的な身体の違いという歴然とした事実によるものです。 上記を踏まえた上で申しますが、P.38以降の「①性の多様性の理解促進と支援」には「ジェンダー・アイデンティティ」への理解について複数の記述がある。これは、具体的にどのような対応をするのか、明記してほしい。 この問題は、すでに多くの方が懸念される「女性を自認する身体男性」が女性スペース（トイレ、更衣室、シエルターなど）を利用できるか否かに止まりません。雇用での女性枠に身体男性が含まれるといった事態になれば、生来女性ゆえに劣位におかれてきた女性の権利を奪い、女性差別を促進することになります。	D 今後の取組の参考とする	ご意見は、今後の取組の参考とします。 ジェンダー・アイデンティティは主に性自認を指す言葉です。これまでも「性と生の講座」で性的指向及び性自認をテーマとした講座を行ってきました。ほかにも性の多様性の理解促進を記載した啓発用のポケットティッシュの配布、「性と生”アドバイザー」による悩みごと相談など、性の多様性の理解促進を図っており、計画に記載のとおり今後もこのような取り組みを進めていきます。

新宿区第四次男女共同参画推進計画（素案）に関するパブリック・コメントでの意見の要旨と区の考え方

【対応】

A 意見の趣旨を計画に反映する / B 意見の趣旨は、素案の方向性と同じ / C 意見の趣旨は、素案の方向性と同じ / D 今後の取組の参考とする / E 意見として伺う / F 質問に回答する / G その他

通番	素案 ページ	目標	個別目標	事業番号	事業名等	意見要旨	対応	区の考え方
29	34	1	(3)	-	-	p.34「①リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の普及啓発」に追記する形で、「生来女性の安心・安全を確保する」といった文言を入れてほしい。	B 意見の趣旨は、素案の方向性と同じ	ご意見の趣旨は、素案の方向性と同じです。リプロダクティブ・ヘルス/ライツの普及啓発は、生涯にわたる女性の心身の健康支援を通じて女性の安心・安全につながるものと認識していますので、ご意見は、素案の内容に含まれています。
30	33	1	(3)	-	-	●発達段階に応じた性教育 このような文言で他の自治体で進められる傾向にある「包括的性教育」の実施に反対します。 日本政府は人権委員会でいわゆる包括的性教育やユネスコガイダンスに則った性教育を拒否しました（2023年7月）。性の安全を教えるのであれば、文科省「歯止め教育」で十分です。 発達段階に応じた性教育であれば、文科省「生命の安全教育」があります。包括的性教育では「性の快楽や楽しみ」「ジェンダー性別は選べる」などが含まれます。自治体などが率先して行うことは、むしろ性交渉を増長することに繋がるのではないのでしょうか？ 性同一性障害（性別不合）診断された人は、後になってASLやADHDなどの発達障害から違和感を感じていたと分かることもあります。本人が先にLGBTの知識だけを身に付けることで性別不合だと思い込んでしまうと、適切な治療を遠ざけ、本人をより苦しめることになりかねません。また思春期は揺れ動くのが当たり前です。多くの人が大人になれば落ち着いた経験をお持ちではないでしょうか？そのことを教えずにLGBTの知識だけを伝えてしまうと「勘違い」を招き、本人を苦しめることに繋がると考えます。	E 意見として伺う	ご意見として伺います。 小学校の保健の学習では、思春期における体や心の変化について学ぶ中で、「性」についての感じ方については、一人ひとり異なるものであることを取り上げています。中学校では、保健体育の学習で、性意識には個人差があることを学んでいます。いずれも、「性」については、多様な考え方や感じ方があることを理解し、互いを尊重した態度の育成につなげるものです。今後も、性に関する学習については、学習指導要領の目標や内容に基づき、計画的に実施していきます。
31	38	1	(4)	-	-	●性的マイノリティ（LGBT等）への理解を深める 性的マイノリティに対して社会全体が理解を深めることは大事です。しかし、過剰な対応はむしろ当事者が生きにくくなるのではないのでしょうか？ ジェンダーは「性的役割」を指す言葉であり「心の性別」ではありません。人間という生物の性別は男と女の2つです。個人が心の中で思うことは自由です。しかし身体は男と女しかない、これが現実です。トランスジェンダーに「性別は変えられる」というのは間違っています。身体男性が女性スペースに入ることが許されると勘違いするのは、このような間違った植え付けから起きるのではないのでしょうか？ 繰り返しますが、心の持ちようは自由、しかし生物学的に性別は男か女しかないというのが現実です。	C 意見の趣旨は、素案の方向性と同じ	ご意見を踏まえて、計画を推進します。 過剰に対応をすることはなく、性の多様性の理解促進に向けて適切に意識啓発を行っていきます。